

## 緑地保全制度の比較

環境部 みどり自然課

	制度の概要									備考	指定実績
	根拠法	指定要件	指定権者	行為制限等	税制措置			国庫補助			
					固定資産税	所得税	相続税	用地	施設		
緑地保全地域	都市緑地法	①無秩序な市街化の防止等 ②地域住民の健全な生活環境の確保	県	建築・土地の形質の変更・木竹の伐採等(届出・命令制)	-	-	-	-	-	都市計画法の地域地区の1つ	なし
特別緑地保全地区	同上	①無秩序な市街化の防止等 ②伝統的文化的意義 ③風致景観・動植物の生息・生育地	県 (10ha以上) 市町村 (10ha未満)	建築・土地の形質の変更・木竹の伐採等(許可制)	最高1/2の 評価減	譲渡所得 について 2,000万円 控除	8割評価減	1/3	1/2	都市計画法の地域地区の1つ	(県指定) ・北本石戸緑地 5.1ha (市町村指定) ・狭山稲荷山緑地 2.0ha ・妙音沢緑地 3.3ha ・午王(ゴホウ)山緑地 0.2ha
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	近郊整備地帯内で健全な心身の保持、公害・災害の防止に寄与する緑地	国土交通大臣	建築・土地の形質の変更・木竹の伐採等(届出制)	-	-	-	-	-	県内では、昭和42年に3区域、同44年に2区域の指定後、近年の指定実績はない	・狭山 882ha ・荒川 3,304ha ・安行 580ha ・平林寺 68ha ・入間 398ha
近郊緑地特別保全地区	同上	上記区域内において効果が特に著しいか、特に良好な自然環境を有する地区	県	建築・土地の形質の変更・木竹の伐採等(許可制)	最高1/2の 評価減	譲渡所得 について 2,000万円 控除	8割評価減	5.5/10	1/2	都市計画法の地域地区の1つ 行為制限等の規定は都市緑地法による	平林寺近郊緑地特別保全地区 60.4ha